

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成20年2月12日まで縦覧に供する。

平成19年12月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成19年12月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人被害者支援センターかがわ

多田野 弘

高松市兵庫町6番6号 不二ビル2階

3 定款に記載された目的

この法人は、事件、事故等の被害者及びその家族（以下「被害者等」という。）に対して、精神的支援その他の各種支援活動を行うとともに、社会における被害者支援意識の高揚を図り、もって地域安全並びに被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。